

# ずしの新しい地域自治

## 仕組みがまとまりました

発行：逗子市 市民協働部 市民協働課

〒249-8686 逗子市逗子5-2-16

電話 046(873)1111

メール siminkyoudou@city.zushi.kanagawa.jp



平成24年6月から、まちづくりトーク、5つの小学校区ごとの校区懇話会、全体懇話会、パブリックコメントなどでいただいていた多くの市民の皆さまからのご意見を踏まえ、「ずしの新しい地域自治」の仕組みをまとめました。

このリーフレットでは、その仕組みの概要をお知らせします。

## 背景と目的

各地域の課題はそれぞれ異なり、住民のニーズも多様化、複雑化してきています。一方で、地域においても新たな参加意識などが芽生え、地域で活躍する様々な住民や団体の力を生かす仕組みが求められています。

市では、次の2つの目的のもと、より安心・安全で、暮らしやすい、持続可能な地域社会を形成するために、新しい地域自治の仕組みを導入していきます。

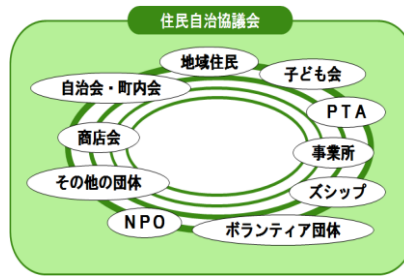
- 多様化した地域の課題へきめ細かに対応するために
- 地域コミュニティの再構築のために



## 1 住民自治協議会の設立

地域全体で意見を出し合い、連携・協力することで、さまざまな地域課題を解決し、地域の個性や実情に応じた地域づくりができるよう、地域が主体となって住民自治協議会(以下「協議会」といいます。)を設立します。

＜協議会の連携のイメージ＞



◆ 協議会の区域 小学校区

◆ 協議会の構成員の対象

地域に住むすべての住民、地域で活動する各種団体(自治会・町内会、自主防災組織、PTA、ボランティア団体、NPOなど)、企業など

◆ 協議会の主な役割

- 地域の課題解決や地域の個性や実情に応じた地域づくり活動を自主的に行います。
- 広く地域住民の意見、提案等を聞く機会や手段をもちます。
- 活動方針や短期的・長期的な目標等をとりまとめた「地域づくり計画」を策定します。
- 地域づくりに係る地域住民の意見を代表し、市との協働、調整等の窓口になります。

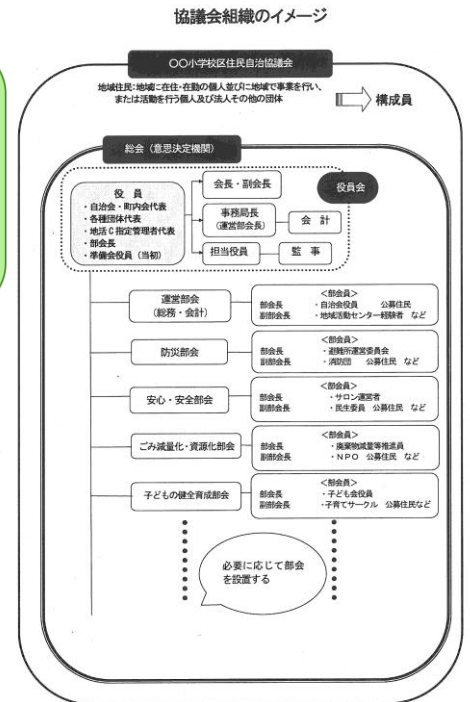
◆ 協議会が実施する事業

協議会は、地域のすべての住民を対象に、次の事業を行うことができます。

- 地域の**安心・安全**に関する事業
- 地域の**防災力の向上**に関する事業
- 地域の**子どもの健全育成**に関する事業
- 地域の**ごみの減量化と資源化**に関する事業
- 地域づくり計画**に基づく事業



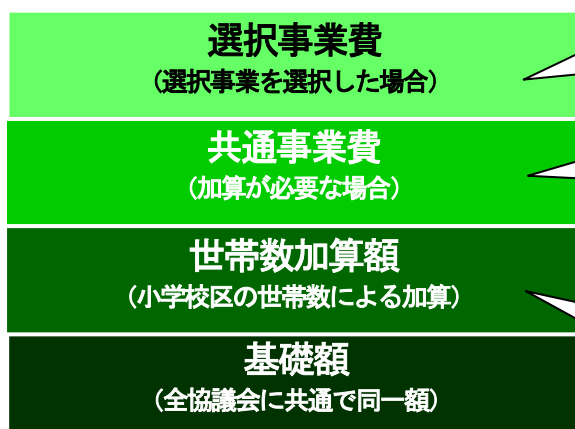
地域のすべての住民が対象



## 2 協議会への支援（その1）：地域づくり交付金の交付

市と協議会の役割分担のもと、協議会が自ら地域課題の解決に取り組み、活動を円滑に行うための財政的な支援として「地域づくり交付金」を交付します。

### ◆ 交付金の構成



市が提示する事業メニューの中から、協議会が選択して実施する場合に、交付されるもの。

全協議会共通で実施する事業に対して、加算が必要な場合に交付されるもの。

小学校区によって、世帯数が異なることから、その差を補うために加算するもの。

## 3 協議会への支援（その2）：地域担当職員の配置

協議会の設立と円滑な協議会活動を支援するため、小学校区の窓口として地域と市とのパイプ役となる「地域担当職員」を兼務で任命し配置します。

◆ **体制** 各部の次長をリーダー、市民協働推進員6名をメンバーとした7人で、庁内横断チームを組織し、1小学校区を担当。

◆ **職務** 協議会の設立に向けた情報提供・助言等、協議会の円滑な運営及び地域課題の解決に係る情報提供・助言等

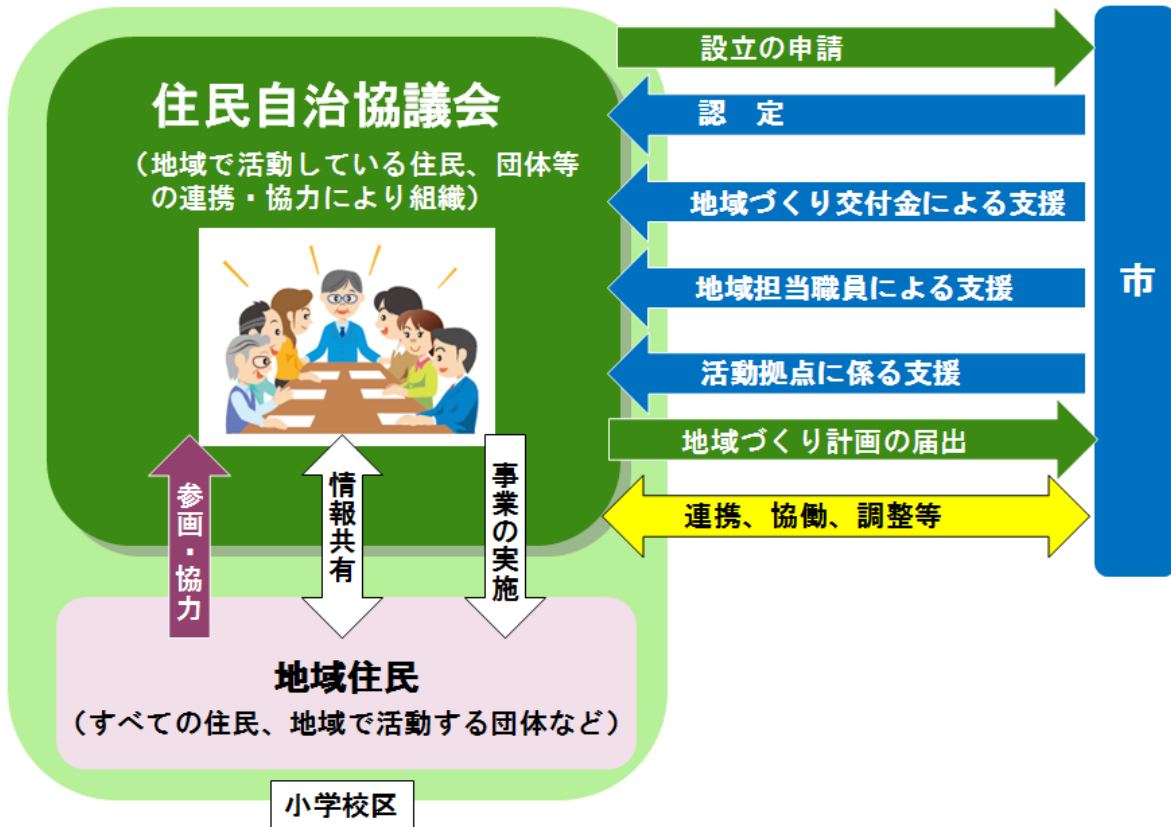
## 4 協議会への支援（その3）：協議会の活動拠点の確保

円滑な協議会活動を支援するため、地域の中核施設の中に、協議会の活動拠点となる場の確保を支援します。

# 新しい地域自治の仕組み

新しい地域自治の仕組みをまとめると、次の図のようになります。

住民自治協議会と市は、より安心・安全で暮らしやすい地域づくりを協働により進めていきます。



## 今後の流れ

今後はそれぞれの地域が主体的に進めていくので、進み方は地域によって違ってきます。市は、地域の状況に応じて支援を行っていきます。

